

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における審判・裁判についての制度
及び統計分析に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 2 中国における審判制度の現状と課題

中国において、復審請求は査定系審判に分類され、無効宣告請求は当事者系審判に分類される。また、訂正審判、判定、審判における再審制度は存在しない。中国においては、専利を与える対象は、発明、実用新案と意匠であり(中国専利法第2条)、専利復審委員会は、復審請求と専利権無効宣告の請求を審理し、その決定を行う(第2部 2.2.3を参照)。

国家工商行政管理総局の商標局は、商標出願又は異議申立てについて、審査を行う。「商標局」と並存する機関としての「商標評審委員会」は、商標無効審判及び復審請求がなされた審判(拒絶査定不服審判、異議決定不服審判)及び商標局が行った商標の取消決定についての不服審判に対する審理を行う(第2部 2.2.3(4)を参照)。

中国では、専利(発明、実用新案及び意匠)に関する審判は専利復審委員会が管轄する一方で、商標異議申立てについては商標局が審査し、その決定に対する不服申立ては、商標評審委員会が審理を行うことになる。

専利に関する拒絶査定不服審判において、中国では、審判請求後の全件に対して審査官による前置審査が行われる。また、補正できる範囲は、拒絶査定の指摘する欠陥の解消である。補正なしでも審査官による前置審査を受けられることは、中国及び日本では好意的に受け止められているようである。補正を行わない場合に、前置審査で原査定が取り消されることはほとんどないようである。現状の課題として、審査官と面談できる制度がなく、審査官と面談できる制度の創設を求める声がある。補正できる範囲について、限定的に規定されているものの、日本より広いとの意見もあった(第5部 5.2Q1~Q3、5.3(1)Q14~Q17を参照)。

専利に関する無効審判において、口頭審理の進行は、審判官の質問が的確で、主張に十分な時間が与えられる点について評価されている一方、無効審判を請求後の理由及び証拠の追加・補充期間や答弁書提出期間が1か月と短いことや外国からの証拠に領事承認を要するなど、中国外の権利者にとって煩雑になっていることについて、改善を望む声が多かった(第5部 5.2Q4, Q5、5.3(1)Q11, Q12を参照)。

日本において訂正審判を請求するのは、記載の瑕疵や近接した先行技術文献を発見した場合に、相手方からの無効主張のリスクを減らすことも目的の一つである。中国では、訂正審判制度自体はないものの、特許権者が自ら無効宣告請求をすることを許容し、権利取得後に自らの意思で請求の範囲の訂正を可能にすることで、訂正審判制度が存在しない不都合に対処している。ただし、審査指南第4部第1章4において、「当事者が請求した範囲や提出した理由・証拠等に限定されることなく、専利復審委員会は職権に基づいた審理を行うことができる。」旨の職権主義を定めた規定があり、特許権者が権利の一部を対象として無効審判を請求した場合でも、権利が全部無効になってしまうリスクがあることから、利用は稀なようである。このような点を考慮すれば、訂正審判制度

が存在しないことの不都合は完全に解消されているとはいえ、訂正審判の制度がないことは、中国の特許法制を考えるうえで、一つの課題と考えられる。加えて、中国で訂正請求が可能な範囲としては、請求項の削除、請求項の併合、同一請求項の構成要件の削除だけに限定され、明細書の訂正や明らかな誤字、脱字や誤訳の訂正ができないことは、訂正審判制度を検討する際に留意する必要があるものと思われる(第 2 部 2.4.6 を参照、第 5 部 5.3(1)Q11,Q12)。

商標の拒絶査定不服審判において、請求可能期間は、拒絶査定を受けた日から 15 日以内であるが、在外者にとっては翻訳や現地代理人との連絡等の手間を考慮すると短いと思われる。付加期間を設ける等の救済措置がなされることもないようであり、日本の代理人にとって、大きな負担となっている。また、審理期間には約 2 年を要するといわれ、日本と比較して非常に長く、権利の安定性を考えるうえで問題である。2014 年 5 月 1 日に第三次改正商標法が施行され同法で審理期間が 9 か月以内と規定されていることから、その改善が期待される。もっとも、15 日という請求可能期間は、今回の改正商標法では変更されなかった。改正を要望する声が大きかったため、在外者に対する期間の延長などの措置が望まれるところである(第 5 部 5.2Q8、5.3(1)Q22 を参照)。

なお、日本ユーザが中国の審判を利用することは、国内アンケート調査では、少ないということが分かった(第 5 部 5.1 を参照)。参考として、中国での審判の請求件数は、2012 年の特許分野では、復審請求が 17,238 件、無効宣告請求が 602 件であった(第 2 部 2.2.7 を参照)。